

木曾広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

木曾広域連合長

木曾広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、木曾広域連合長、木曾広域連合議会議長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画変更

本計画の計画期間が令和3年3月31日をもって終了することから、計画期間を延長するとともに、改めて状況の把握及び課題の分析を行い、数値目標を設定するため計画を変更します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当者等を構成員とした検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととします。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標 1

令和 7 年度末までに、常勤職員の平均超過勤務時間を月 8 時間以下にする
とともに、月の平均超過勤務時間が 8 時間を越える職員を 10 名以下とする。

目標 2

令和 7 年度末までに、常勤職員の育児休暇、育児参加の為の休暇の取得実績を作り、育児に関する休暇取得への職員の抵抗感を軽減するとともに、男性の育児参加を推進することで家庭への負担を軽減し、女性の活躍を推進する。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

目標 1 への取り組み

超過勤務の縮減に向け、全職員向けのメッセージを発信する。

管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

超過勤務が恒常化している課・施設において、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。

目標 2 への取り組み

育児関連の休暇に関する職員への情報発信・周知を行う。

育児休暇、育児参加の為の休暇等取得対象となる職員に対して、個別に制度説明を行い、積極的な取得を推進する。